

平成 30 年第 6 回
箕面市農業委員会総会会議録

平成 30 年 6 月 19 日 (火)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 平成30年6月19日（火）
午後1時30分から午後3時10分まで

2. 出席委員（20名）

2番	二石 博昭	3番	神代 繁近	4番	乾 敏雄
5番	西田 茂信	6番	稻野 実	7番	清水 哲朗
8番	笹川 悅子	9番	稻垣 恵一	10番	小路 一男
11番	辻元 利治	12番	北田 榮次	13番	野口 博史
14番	加藤 博一	15番	神田 隆生	16番	仲野 良次
17番	佐茂 仁士	18番	大住 勝	19番	松井 正義
20番	橋本 正	21番	上田 春雄		

3. 欠席委員 1番 阪本喜代治

4. 会議録署名委員 2番 二石 博昭 3番 神代 繁近

5. 出席事務局職員

事務局長 野澤 昌弘、グループ長 松本 雅治、参事 尾崎 竜太郎、
関本 光司

6. 議事日程

日程第1	会議録署名委員指名の件
日程第2	第27号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
日程第3	第28号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の件
日程第4	報告第23号 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理）
日程第5	報告第24号 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理の取消）
日程第6	報告第25号 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理）
日程第7	報告第26号 利用権設定の合意解約による農用地利用集積計画の取消の報告の件
日程第8	報告第27号 農地等状況報告の件

平成30年第6回箕面市農業委員会総会議事録

(開会 午後1時30分)

- 議長 ただ今から平成30年第6回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 本日は、阪本会長が第142回一般社団法人大阪府農業会議通常総会に、箕面市農業委員会を代表して出席されておりますので、会長職務代理者の私が進行をさせて頂きます。
- 昨日、大きな地震がありまして、それぞれ何かとご多用にも関わらず、この様にお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。スムーズに進みますように、皆さんのご協力をお願いいたしまして、ご挨拶にさせて頂きます。
- 座らせて頂いて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に、総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。
- (希望者無し)
- 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、阪本会長が大阪府農業会議通常総会に出席されておりますので欠席となっております。そのため、委員21名中、出席委員は20名となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しております。
- 議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは2番、二石委員さん、3番、神代委員さんにお願いいたします。
- 事務局 本日の案件に入ります前に、前回、条件付きの承認をいただいた相続税納税猶予にかかる案件につきまして、事務局の報告を求めます。
- 事務局 第5回農業委員会総会において、第24号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件、相続人は、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]氏、対象地は箕面[REDACTED]、地目は台帳、現況共に畠、面積は[REDACTED]平方メートル他1筆、合計2筆、面積[REDACTED]平方メートルに係る件で、再度確認のうえ、本人が農業経営を行っていることが確認された場合に限り、証明書を発行するという条件付きの承認をいただきました。
- 平成30年5月16日に、事務局で再度現地調査を行うと共に、翌

事務局	17日に [] 氏に事情を聴取したところ、一部お手伝いはしてもらっているものの、[] 氏本人が農業経営に携わっている確認が取れ、5月18日に地区の農業委員さんと情報を共有した後、平成30年5月22日に、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行をしましたことを報告いたします。
議長	次に、日程第2、第27号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
事務局	本件につきまして、事務局の説明を求めます。 ただいま議題となりました第27号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。
議長	申請地は新稻[]、地目は台帳、現況とともに畑、面積は[] 平方メートルです。譲受人は[]、[] 氏、職業は[]、農作業歴は30年で、耕作面積は[] 平方メートルです。通作距離は0.5キロメートルで、主たる従事者は本人となっております。譲渡人は[]、[] 氏です。区域は調整区域となっています。 以上、第27号議案のご説明とさせていただきます。
稲垣委員	本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
議長	第27号議案につきまして、調査内容の報告を申し上げます。 本申請地の場所は、新稻[] 箕面池田線の一本南側、東西に走っている道路が、[] と交わっている付近から、川の東側を30mほど上流側に上ったところにある一筆の農地です。 譲受人の[] 氏は、所有権移転により、譲渡人の[] 氏の[] を耕作されようとするものですが、現在、人が通れるほどの道を挟んだ隣地に農地を持っており、車が通れる道に隣接する当該農地と一体的に耕作しようとするものです。念のため向こう3年間の耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題は無いものと思います。
議長	以上で、調査内容の報告を終わります。
全委員	ありがとうございました。報告が終わりましたので、本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
議長	ないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
議長	ご異議がないようでございますので、第27号議案につきまして、

議長	原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第3、第28号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	ただいま議題となりました第28号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の件につきまして、ご説明申し上げます。 議案書1ページ、参考資料は3ページからでございます。 申請地は今宮[REDACTED]、地目は台帳、現況ともに田、面積は[REDACTED]平方メートル、ほか1筆の計2筆です。 合計[REDACTED]平方メートル、使用収益権設定者は住所、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]氏、使用収益権被設定者は、[REDACTED] [REDACTED]、農地利用集積円滑化団体 箕面市となっております。権利の種類及び期間につきましては、使用賃借権、平成30年7月1日から3年となっております。区域は市街化でございます。開設者についてでございますけれども、住所、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]氏、法人事業概要として[REDACTED] 等となっております。貸付け規程の内容ですが、農園名、[REDACTED] [REDACTED]、貸付期間1年で、更新ありでございます。区画面積は、ひと区画[REDACTED]平方メートル、全部で[REDACTED]区画ございます。募集方法及び選考方法は、開設者がチラシの配布等、独自に広報する。先着申し込み順に決定するというかたちになっております。料金は初年度、[REDACTED] [REDACTED]、2年目以降、[REDACTED]、給水方法は雨水利用による大型ポリタンクを設置となっております。
議長	以上、第28号議案のご説明とさせて頂きます。
橋本委員	本件につきまして、橋本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。 第28号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請地の場所は、小野原豊中線を東へ向かい、下に[REDACTED] と交わる[REDACTED]の手前、100メートルほどの所を北に上った、[REDACTED] [REDACTED]の西手にある2筆の農地が対象です。 市民農園の開設形態としては、農家自身による開設ではないことから、法に基づいて土地所有者の中西氏と箕面市の間で、土地の使用収益権が設定され、開設者である[REDACTED]と3者協定を締結するものです。 なお、[REDACTED]は、既に市内において3カ所の農園を

橋本委員	開設しております。 一区画 [] 平方メートルを [] 区画貸し付けるもので、貸し付け期間は 1 年間で更新あり。給水方法は雨水利用による大型ポリタンクを使われるとのことです。市民農園の実績とノウハウのある開設者のもと適切に農園管理されるものと思われますので、 本件は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項」の規定により承認できるものと考えます。 以上で調査内容の報告を終わります。
議長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全委員 議長	異議なし。 ご異議がないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、第 28 号議案につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、日程第 4 、報告第 23 号、専決処理の報告の件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転届出受理について議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。
	報告第 23 号、専決処理の報告の件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。 議案書 2 ページ、参考資料 5 ページからでございます。 所在は坊島 [] 、地目は台帳、現況共に田となっておりますが、正しくは、台帳は田、現況雑種地であり、議案書を訂正します。面積は [] 平方メートル、ほかに 1 筆、所在は坊島 [] 、地目は台帳、現況共に田となっておりますが、正しくは、台帳は田、現況公衆用道路であり、議案書を訂正します。面積は [] 平方メートル、合計 [] 平方メートルです。 譲受人は、[] 、[] 、[] 、 [] 、[] 氏、職業は [] 、譲渡人は [] [] 、[] 氏、転用目的は野外資材置場です。
議長	本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第 3 条の規定により、平成 30 年 5 月 17 日に専決し、処理するものでございます。
松井委員	以上、報告第 23 号のご説明とさせて頂きます。 本件につきまして、松井委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。 報告第 23 号について、調査内容を報告いたします。

松井委員

場所といたしましては、阪急箕面駅から箕面今宮線、通称 [] を [] に進み、[] の交差点を越えて 100 メートルほど進んだところに、北へ入っていく道があり、そこを 120 メートルほど北へ進んだ、西側の敷地が今回の対象地です。

現状として北側、東側は宅地でございまして、立派な擁壁も出来ております。南側は駐車場、西側は別のかたの所有地で家庭菜園があります。現地調査の結果、坊島 [] に関しましては、すでに採石が敷詰められております。進入箇所の坊島 [] に関しましても、すでにアスファルト敷きになっていたため、始末書が提出されています。雨水排水については、現状のまま自然浸透ということになっており、今後も形状は変えないということですので、悪影響はないものと思われますことから、本件については、特に問題はないものと思います。

議 長

次に、日程第 5 、報告第 24 号、専決処理の報告の件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転届出受理の取消と、日程第 6 、報告第 25 号、専決処理の報告の件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転届出受理を、関連しますので、一括して議題いたします。本 2 件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

報告第 24 号、専決処理の報告の件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規程による所有権移転届出受理の取消と、報告第 25 号、専決処理の報告の件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規程による所有権移転届出受理につきまして、関連するところがありますので、2 件一括して、ご説明申し上げます。

報告第 24 号につきましてですが、議案書 2 ページ、参考資料はございません。

所在は箕面 [] 、地目は台帳、現況共に畠、面積は [] 平方メートル、譲受人は、[] [] 氏、職業は [] [] 氏、譲渡人は、[] [] 氏、転用目的は野外駐車場、受理日、平成 30 年 2 月 16 日、取消日、平成 30 年 5 月 24 日、取消理由は、譲受人にとって転用目的の達成が困難になったためです。

これに対し、譲受人の変更があり、

報告台 25 号につきましてですが、議案書 2 ページ、参考資料はございません。

所在は、箕面 [] 、地目は台帳、現況共に畠、面積は [] 平方メートル、譲受人は、[] [] 、

事務局

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]、
譲渡人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、転用目的は野外駐車場、本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、平成30年5月29日に専決し、処理するものでございます。

本二件につきましては、平成30年2月13日に地区の農業委員と事務局が現地調査を行い、問題ない旨確認されており、平成30年第3回箕面市農業委員会総会、報告第7号で報告されておりますので、参考資料と、農業委員による調査内容の報告は省略させていただきます。

議長

以上、報告第24号と報告第25号のご説明とさせて頂きます。

説明にもありました様に、農業委員の現地調査による調査内容報告は、省略いたします。

次に、日程第7、報告第26号、利用権設定の合意解約による農用地利用集積計画の取消の報告の件について、議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

事務局

報告第26号、利用権設定の合意解約による農用地利用集積計画の取消の報告の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料はございません。

合計4つございます。

一つ目、公示日、[REDACTED]、公示番号、箕面市公示第[REDACTED]号、貸し手、[REDACTED]氏、借り手、[REDACTED]氏、利用権を設定した地番、上止々呂美[REDACTED]他1筆、合計面積[REDACTED]平方メートル、設定されていた期間、[REDACTED]
[REDACTED]、解除される権利、賃借権、合意日、[REDACTED]、解除日、[REDACTED]です。二つ目、公示日、[REDACTED]
[REDACTED]、公示番号、箕面市公示第[REDACTED]号、貸し手、[REDACTED]氏、借り手、[REDACTED]氏、利用権を設定した地番、上止々呂美[REDACTED]他4筆、合計面積[REDACTED]平方メートル、設定されていた期間、[REDACTED]
[REDACTED]から[REDACTED]、解除される権利、賃借権、合意日、[REDACTED]、解除日、[REDACTED]です。三つ目、公示日、[REDACTED]、公示番号、箕面市公示第[REDACTED]号、貸し手、[REDACTED]氏、借り手、[REDACTED]氏、利用権を設定した地番、上止々呂美[REDACTED]他3筆、合計面積[REDACTED]平方メートル、設定されていた期間、[REDACTED]
[REDACTED]、解除される権利、賃借権、合意日、[REDACTED]、解除日、[REDACTED]です。四つ目、公示日、[REDACTED]

事務局	<p>[REDACTED]、公示番号、箕面市公示第[REDACTED]号、貸し手、[REDACTED]氏、借り手、[REDACTED]氏、利用権を設定した地番、上止々呂美[REDACTED]他3筆、合計面積[REDACTED]平方メートル、設定されていた期間、[REDACTED] [REDACTED]、解除される権利、貸借権、同意日、[REDACTED]、解除日、[REDACTED]、事由は、四ついずれも、借り手において農地の分散により作業効率が低かったため等です。</p>
議長	<p>以上、報告第26号のご説明とさせて頂きます。 事由は借り手において農地の分散により作業効率が低かったため等ということでございますけれども、解約された後の所有者はどういった対応をされるのか、分かれば説明お願ひします。</p>
事務局	<p>ただ今ご質問の件について、ご説明いたします。 今回、借受者において農業の継続が難しくなり、利用権設定の解除となったところですが、利用権設定の制度については、簡単に言いますと、農地を貸したいというかたは「その農地を貸してもいい」という形で申し出いただき、一方で、農地を借りたいというかたは「農地を借りたい」という形で申し出いただくことで、農地の貸付希望者と借受希望者を、市が間に入って、マッチングしていくという制度となっています。</p> <p>現在、農地を借りたいというかたが8組ほど登録されているのですが、今回、利用権が解除される農地も含めて止々呂美地区で貸付可能な農地が複数出てきましたので、借受希望者にその案内をするとともに、本日の午前中になりますが、現地見学会も開催しています。見学会の状況についてはまだ把握できていませんが、8組のうち、4組のかたが参加されております。この度、利用権を解除される農地についても、早く次の借受者が見つかるように、積極的に斡旋をしていくこととしています。</p> <p>こういった形で、貸付希望の農地や、仮に利用権設定が解除されるような農地が出てきた場合でも、借受希望者に積極的に案内、マッチングを図っていき、利用権設定の制度を推進していきたいと考えています。</p>
議長	<p>今の説明に、何かございますか。</p> <p>無いようでございますので、次に、日程第8、報告第27号、農地等状況報告の件を議題といたします。</p> <p>本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめております。各委員さんからの報告の前に、まず事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局

各委員さんからの農地状況の報告の前に、前回の総会の中でお話しておりました農地利用意向確認調査等の実施結果についてご説明いたします。資料の情報については、6月12日時点の情報となっておりますので、後ほど、農業委員さんから最新の情報が報告されますので宜しくお願いします。

さて、課題農地のうち、合理的な理由もなく放置しているケースや不在で連絡がとれないケースについて、文書による意向調査を5月中に実施しました。

対象は5名となっており、各対象者の回答内容は参考資料に記載のとおりです。それを踏まえまして、各対象者への今後の対応についてですが、まず、■氏について、意向調査の回答では、除草に着手する旨記載がありましたが、12日の時点では除草がなされていないことから、意向調査票の内容に基づき、先方と面談し、それでも改善・解決の兆しが見られない場合、指導書を発行することとします。

次に■氏について、意向調査の回答では、除草に着手する旨記載がありましたら、こちらも12日の時点では除草がなされていないことから、意向調査票の内容に基づき、先方と面談し、それでも改善・解決の兆しが見られない場合、指導書を発行することとします。なお、ご本人は高齢なこともあります、今後の耕作については土地所有者と相談することとします。

■氏ですが、意向調査の回答でも、除草、耕作をする旨回答があり、現に除草を開始されておりますので、経過観察とします。

次に■氏ですが、これまで繰り返しコンタクトを図っていましたが連絡が取れず、5月の意向調査についても回答がありません。こちらにつきましても、6月末時点で除草されていない状況が継続しているようでしたら、指導書を発行し、引き続き指導をしていくとします。

最後に■氏について、除草のうえ、来年からですが耕作をする旨回答があり、現に除草を開始されておりますので、経過観察とします。

意向調査の結果としましては以上となります、特に荒須氏、射場氏、稻治氏の3名につきましては今後の動きも注視し、状況に応じて指導書を発行したいと思います。

ありがとうございました。他にありませんか。

ただ今、事務局からの報告がおわりました。引き続き各委員さんの報告をお願いします。

止々呂美地区の北田委員さんお願いします。

北田委員

先ほど事務局から説明がありましたが、■氏の農地、■

北田委員

████████は、意向調査を行った結果、回答あり。除草はするが、耕作を強制される説明が理解できないとのことでございました。6月12日時点で未除草のため、今後再度指導し、6月末時点で未除草であれば指導書を発行するということになっております。6月15日にもう一度私がパトロールを行ったところ、████氏の農地はきれいに草を刈られております。████氏の農地は、売却の可能性が有り、様子を見ているところであります。次に、上止々呂美の████氏、████氏の農地は、小作人の████氏へ意向調査を出し、回答があり。田植え後に除草することであったが、6月12日現在未除草のため、今後再度指導し、6月末時点で未除草であれば指導書を発行すると、なお、耕作の継続については、地主と相談することとなっておりまして、6月15日にパトロールを行ったところ、その土地が入り口付近からぼちぼちと除草されております。次に、████氏の農地、これは新名神の████の跡地でございますが、雑草繁茂していたが、指導後にきれいに除草されております。以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。引き続き、大住委員さんよろしくお願ひいたします。

大住委員

████氏の農地ですが、一部雑草繁茂していたところ、意向調査を行い、きれいにはされております。今後、経過観察で見ていきます。二つ目の████氏の農地、████の駐車場があつて、その左側ですが、5月23日の夜6時に増野氏と訪問し、小一時間ほど話をしました。言っていることも理解しているが、高木の伐採はお金がかかるのでできない。若い女性が高木に上って木を切られている姿を見ると、私は、これ以上追い込んだらいけないのでないかと思います。向こうも何か起きたら対応をしなければならないことは理解しているようです。

議長

続きまして、清水委員から報告をお願いします。

清水委員

████氏の農地、牧落████は、雑木を伐採。片付けの指導をしております。前の台風で倒れた倒木の件、前回の農業委員会の後、事務局と立ち会いをして、お金も掛かる事だから、今の状態は仕方が無いという判断もあり、現状でも何かを植えてもらわなければならぬと考えますが、今年いっぱい様子を見ようかと思っております。来年であればお金も少し余裕が出てくるのではないかと思います。

議長

続きまして、佐茂委員から報告をお願いします。

佐茂委員

████氏の農地で、巨木と竹が生えていた所ですが、それは解決され、最近除草もされて、真ん中の辺りでは耕作もされております。別の農地、████沿いに三角地であります。耕作がされておらず、指導の結果、耕作をすることです。

議長
稻垣委員

次に、稻垣委員さんお願いします。

■氏の農地、新稻■は、一部除草済です。残っている土地のヒバを切った所に草が生えておりますが、農薬を使って除草すると聞いております。様子を見たいと思います。■の管理している農地は、指導の結果、全体的に除草済です。■氏が利用権設定している農地、新稻■は、雑草繁茂していましたが、指導後、除草を開始しております。耕作は、秋野菜から始めるとのこと。■氏の農地、一部雑林化しており、植木屋から見積もりを出してもらって金額を提示したのですが、それ以降、連絡が取れなくなり、意向調査を投函するも、回答なく、電話も通じない。今度の土日で、再度訪問してみたいと思っております。6月末までに改善なければ、指導書を発行する予定です。■氏の農地、新稻■は雑草繁茂しており、管理者である■及び■氏に除草を指導。相談して対応すること。

議長
乾委員
議長
橋本委員

次に、乾委員さんお願いします。

概ね良好に管理されている。

続きまして、橋本委員さんお願いします。

■氏の農地、西宿■は、巨木周りの低木を全て伐採し、片付け中。■氏の農地、西宿■は、意向調査、返答あり。除草は開始しております、今後耕作もすること。経過観察することになります。

議長
辻元委員

それでは、続きまして、辻元委員さんに報告をお願いします。

■氏の農地でございますが、雑草が繁茂しておりましたが、指導の結果、除草済みでございます。■氏の農地は、■氏が耕作していますが、体調不良のため、地主に除草を指導、半分ほど除草をされておりました。できるだけ早く除草とのことです。■氏の農地ですが、除草を指導し、6月18日のパトロールでは除草をされておりました。■氏の農地につきましては、4月にトラクターで耕耘されておりましたが、雑草が繁茂し、除草を指導していきます。

議長
松井委員
議長
小路委員

続きまして、松井委員から報告をお願いします。

坊島、如意谷地区は、概ね良好に管理されています。

次に、小路委員に報告をお願いします。

■氏の農地、栗生外院■は、雑草が繁茂しており、除草を指導しましたが、6月17日時点でも状態は変わっていませんでした。■氏が利用権設定している農地、栗生外院■は、雑草が繁茂しておりましたが、指導後、除草済みです。

議長

続きまして、稻野委員から報告をお願いいたします。

稻野委員 議長	小野原東地区におきましては、概ね良好に管理されています。 次に、加藤委員に報告をお願いいたします。
加藤委員 議長	小野原西地区につきましては、概ね良好に管理されています。 ありがとうございます。続きまして、仲野委員に報告をお願いいたします。
仲野委員	■氏の農地、栗生間谷西■は、雑草が繁茂しており、除草するよう指導しましたところ、現在はだいたい除草されておりますが、周辺の方が残っている状態でございます。■氏の農地、栗生間谷西■、■は、里道や隣地に杉、竹等が散乱。指導の結果、週1回は片づけを行っているが、スピードアップするよう再度指導しております。現状も変わっておりません。次に、■氏の農地、■は、隣地に倒れかかっていた大木は伐採済み。伐採後の倒木を処理し、果樹園として管理するよう指導しておりますが、切り倒されたままになっております。
議長	次に、西田委員に報告をお願いいたします。
西田委員	■氏の農地、栗生間谷東■、■氏は、雑草繁茂で、6月10日までに除草するよう指導し、現在も未除草のままでです。■氏の農地、栗生間谷東■は、雑草が繁茂し、除草するよう指導しました。中々連絡が取れませんでしたが、相続の方は終わって藤井さんに名義が変わっているようです。現在の状況からすると、自分で耕作することは難しく、条件が合えば、貸借の意向があるとのことで、貸付申出書を送付しています。返送がないので、催促しているところです。勝尾寺川の大井出水路取水口付近の渇水問題について、今年は川の渇水は見られなません。様子を見ていきます。
議長	ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かございますでしょうか。
橋本委員	昨日の地震で、ため池等の決壊等の情報は入ってきていますか。
議長	事務局どうですか。
事務局	災害対策本部で、耐震診断により弱いと判断されたため池については、現場確認を行い、地震による影響はないと確認が取れています。
西田委員	耐震性のあるため池については、全部の確認に至っていない現状です。
議長	山ノ口、川合地区は、ため池が3箇所ありますが、一つは通常から水漏れがある状態で、昨日見回ったところでは、異常は無かったところです。
	事務局にあたっては、今のような意見もあったので、結果が出ましたら、他のため池についても次回の農業委員会では、確認の状況を報

議長	告願います。
	ほかにございませんか。ないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。
事務局	事務局より何か連絡事項等がございますか。
議長	(箕面市における国版認定農業者の認定について他説明)
稻垣委員	稻垣委員から報告があるようです。
議長	(視察について報告)
野口委員	ありがとうございます。他にありますか。
	少し、利水の話があります。
事務局長	現在、ガラシア病院の裏側に大きな砂防ダムが建設されており、第1期工事が終わったところです。ダムは幅約50メートル、高さ約3.5メートルという大きなもので、10年前から府や地権者と調整してやってきた経緯があります。私が言いたいのは、こういった事業において、治水と利水の関係をしっかりと府に認識していってもらうことが大切だということです。どうしても府は府の立場で「治水」に寄りがちとなってしまうが、やはり農業委員会としては、営農の推進という面でも、農業者にとって不利益を被らないよう、利水の面からも要望をしていくべきだと思います。このあたり、農業委員会の方ではほとんど把握されてないのではないかと思ひ、お話をさせてもらいました。
議長	勝尾寺川の大井堰水路の話のときは流域の水稻にも影響があるということで、農業委員会としても利水的なところで関わっていた経緯がありますが、その件については、まずは、状況の把握をしていきたいと思います。
野口委員	どのあたりまで工事は進んでいますか。
議長	第一期工事が終わり、第二期工事の話を地元自治会と進めることまで来ている。
野口委員	話し合いはしっかりとされていますか。
議長	水利組合、地権者、大阪府、府河川課で話はしています。
事務局	分かりました。他にありませんか。
議長	次回は、7月17日(火)13時30分から委員会室で開催されます。皆様におかれましてはご参集のほどお願いいたします。
	これをもちまして平成30年第6回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年第6回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会會議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

平成30年6月19日

議長

上田春雄

署名委員

二石博昭

署名委員

神代繁近